

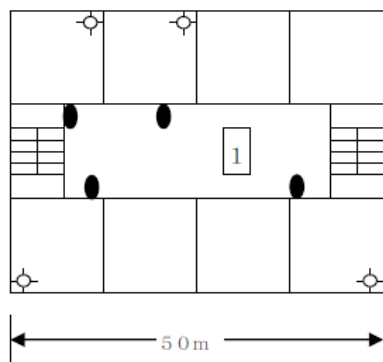
基準 2 6 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が 2 面以上開放されている場合をいう。
- 2 警戒区域の設定は、次によること。
 - (1) 警戒区域の 1 辺の長さは 50m 以下とすること。
 - (2) 原則として、通路又は地下道に面する室、店舗等を 1 の警戒区域に含まれるように設定すること。
 - (3) 燃焼器等（ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓をいう。以下この基準において同じ。）の設置されていない室、店舗、通路、地下道等の面積も警戒区域に含めること。
 - (4) 前各号によるほか、次の例によること。
 - ア 一般的な警戒区域の設定は、第 26-1 図及び第 26-2 図の例によること。

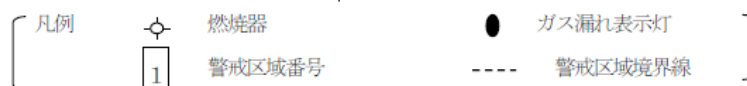
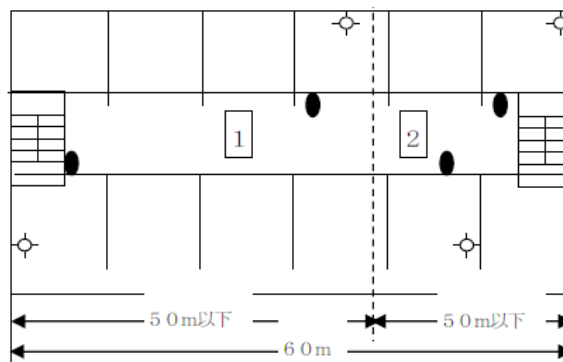
第 26-1 図

床面積 600 m²以下



第 26-2 図

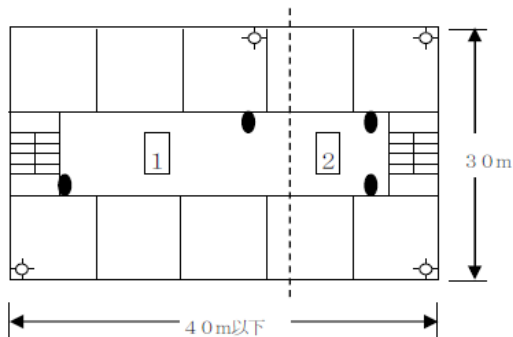
床面積 600 m²以上



イ 通路の中央からガス漏れ表示灯（以下この基準において「表示灯」という。）を容易に見通すことができる場合は、1 の警戒区域の面積を 1,000 m²以下とすることができる（第 26-3 図参照）。

第 26-3 図

床面積 1,200 m²

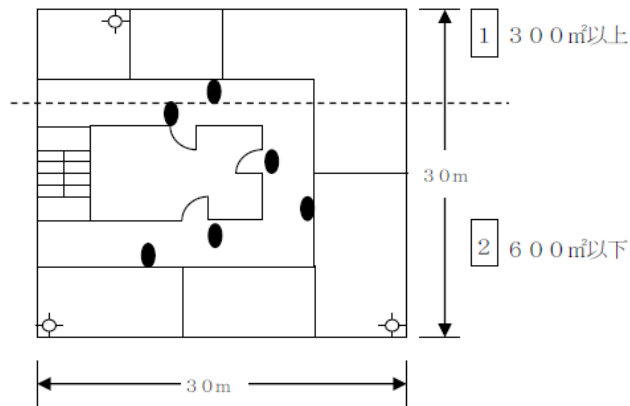


注) 1,000 m²と 200 m²に
分割することができる。

ウ 通路の中央から表示灯を容易に見通すことができない場合は、1 の警戒区域の面積を 600 m²以下とすること。また、表示灯は、通路に面する各出入口に設けること（第 26-4 図参照）。

第 26-4 図

床面積 900 m²

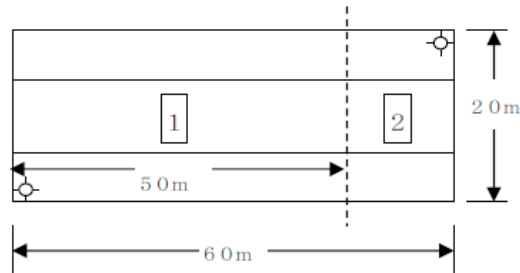


エ 区画されていない大規模な室の場合は、1 辺の最大長を 50m以下とし、かつ、1 の警戒区域の面積を 1,000 m²以下とすることができる。

なお、警戒区域一覧図が容易に識別できるよう、境界線は直線状に設けること（第 26-5 図及び第 26-6 図参照）。

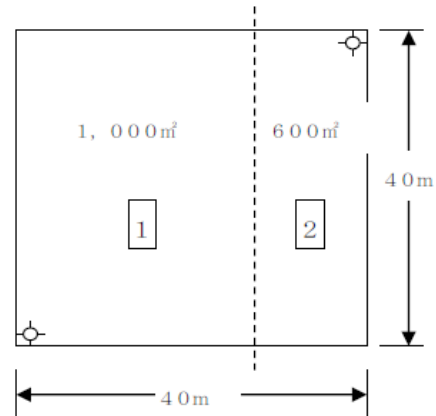
第 26-5 図

床面積 1,200 m²



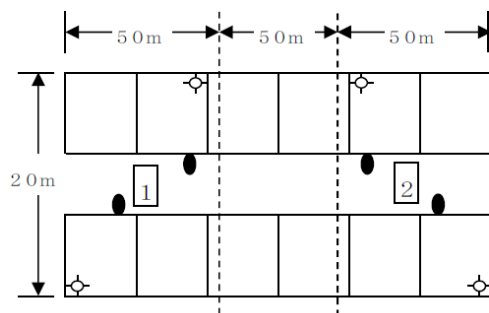
第 26-6 図

床面積 1,600 m²

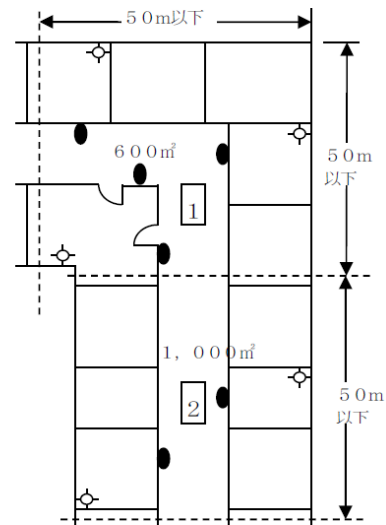


オ その他第 26-7 図から第 26-9 図の例により設けること。

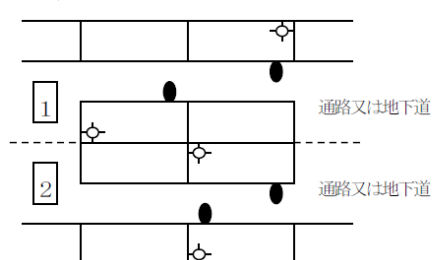
第 26-7 図



第 26-8 図



第 26-9 図



- (5) 貫通部の警戒区域は、燃焼機器等の警戒区域とは別とすること。ただし、貫通部に燃焼機器等が接近して存する場合において、1 のガス漏れ検知器（以下この基準において「検知器」という。）を設けることで規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとするすることができる。
- (6) 貫通部が 2 以上接近して存する場合において、1 の検知器を設けることで規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとするすることができる。

3 受信機は、基準 25、第 2 の規定の例により設けること。

4 検知器の設置は、次によること。

- (1) 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イ (イ) 及びロ (イ) に規定する水平距離は、次によること。

ア 単一バーナーの燃焼器は、バーナー部分の中心からの距離とする。

イ 複数のバーナーを有するガス燃焼器は、各バーナー部分の中心からの距離とする。

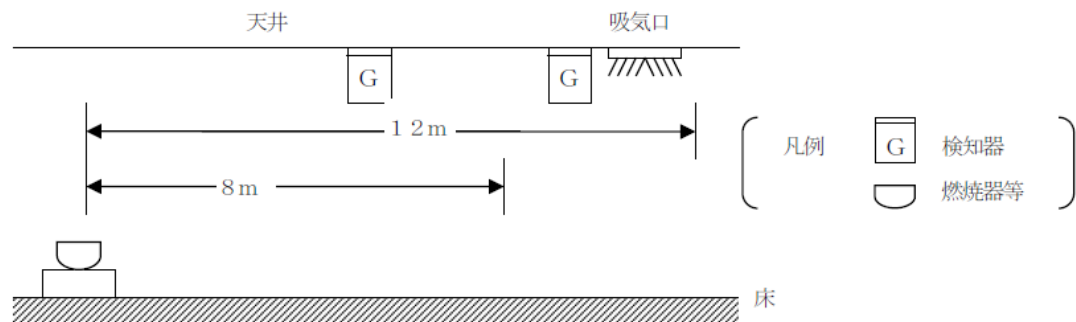
ウ ガス栓は、ガス栓の中心からの距離とする。

エ 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離とする。

- (2) 検知対象ガスの空気に対する比重が 1 未満の場合で、燃焼器等のある室の天井面の付近に吸気口があるときは、次により設けること。

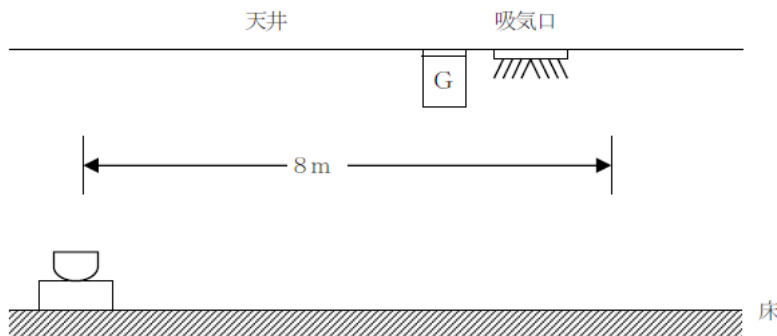
ア 燃焼器等から水平距離が 8m を超え 12m 以内に吸気口がある場合は、8m 以内の天井面に設けるほか、当該吸気口付近にも設けること（第 26-10 図参照）。

第 26-10 図



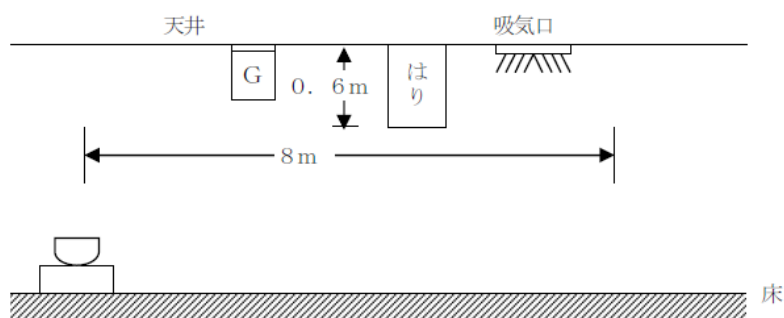
イ 燃焼器等から水平距離が 8m 以内に吸気口がある場合は、当該吸気口付近に設けることができる（第 26-11 図参照）。

第 26-11 図



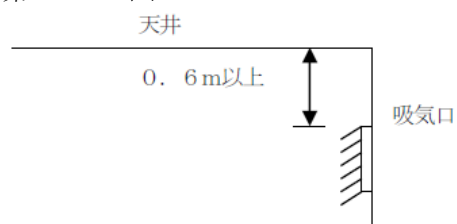
ウ 吸気口が 0.6m 以上突き出したはり等により燃焼器等から区画されている場合は、当該吸気口付近に設けないことができる（第 26-12 図参照）。

第 26-12 図



エ 吸気口が天井面より 0.6m以上下がった位置にある場合は、当該吸気口付近に設けないことができる（第 26-13 図参照）。

第 26-13 図

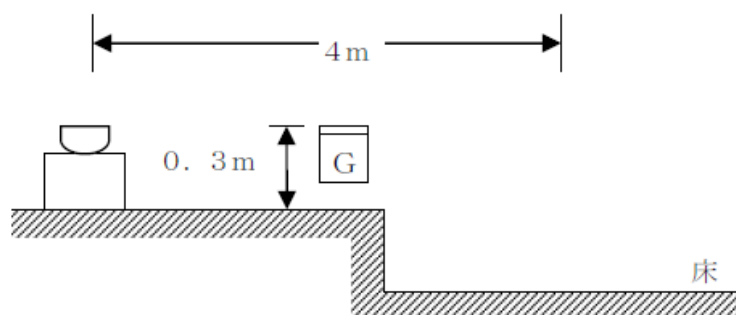


オ ア及びイにより吸気口付近に設ける場合は、吸気口から 1.5m以内で、かつ、燃焼器等から離れたガスを有効に検知できる方向に設けること。

(3) 検知対象のガスの空気に対する比重が 1 を超える場合は、次によること。

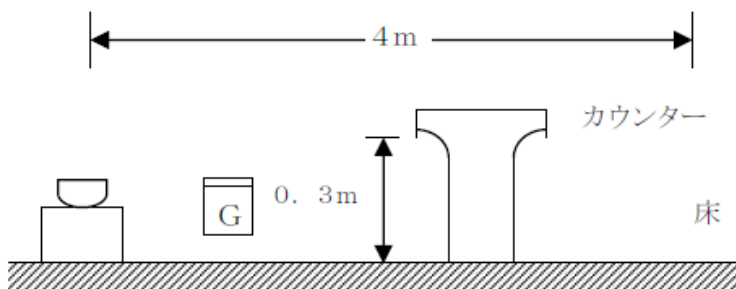
ア 床面に段差がある場合は、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に設けること（第 26-14 図参照）。

第 26-14 図



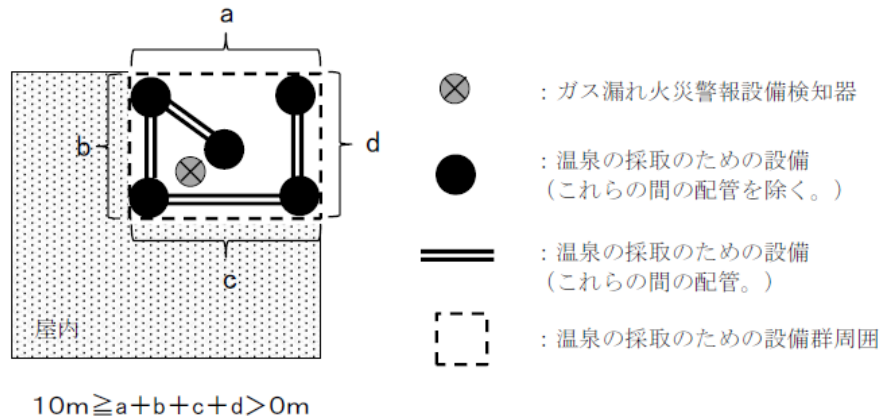
イ 燃焼器等又は貫通部から水平距離 4m以内に床面から 0.3mを超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等又は貫通部側に設けること（第 26-15 図参照）。

第 26-15 図



(4) 温泉採取設備に検知器を設けるときは、第 26-16 図の例により設けること。

第 26-16 図



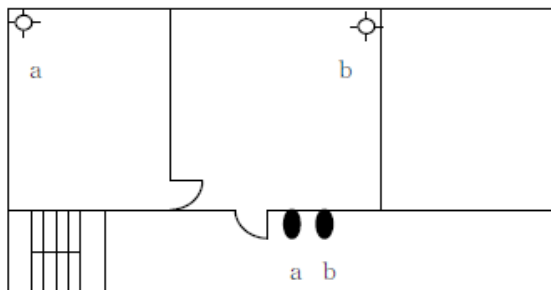
5 中継器は、基準 25、第 6 の規定の例によるほか、各種表示灯を有するものは、点灯状況が容易に視認できる位置に設けること。

6 音声警報装置は、基準 29、第 1、第 2 項の規定の例により設けること。

7 表示灯は、次によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 直近に表示灯である旨を表示すること。
- (3) 表示灯は、通路に面する出入口に設けること（第 26-17 図参照）。

第 26-17 図



8 検知区域警報装置は、次によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 検知区域内に設けること。
- (3) 直近に検知区域警報装置である旨を表示すること。ただし、検知器に警報装置を有する場合は、この限りでない。★
- (4) 警報音は他の警報音、騒音等と明らかに区別できること。

9 非常電源は、基準 38 によるほか、受信機の予備電源の容量が必要とする非常電源容量以上であり、かつ、予備電源の配線が規則第 12 条第 1 項第 4 号ニに規定する配線（予備電源が内蔵されているものを除く。）のものは、当該予備電源を非常電源とすることができる。

第 2 特例適用の運用基準

令第 32 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号イ (i) のただし書きを適用する場合は、基準 29、第 1、第 2 項の規定によること。

2 次に掲げる場所は、ガス漏れ火災警報設備を設置しないことができる。

- (1) カートリッジ式ガスボンベを内蔵する燃焼機器のある場所
- (2) 空気取入れ口が屋内に面していない密閉式バーナーを有する燃焼器のある場所